

## 杵築市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施した自主防災組織に対し、自主防災組織活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、杵築市補助金等交付規則（平成17年杵築市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 市内の行政区等を単位として自主防災を目的として結成される団体のうち、自主防災組織設立・変更届出書（様式第1号）により市長に届出があったものをいう。

(2) 防災訓練 自主防災組織が災害に備えて実施する訓練のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 図上訓練
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 初期消火訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 避難誘導訓練
- カ 炊き出し・給水訓練
- キ その他防災上必要な訓練

### (変更届)

第3条 自主防災組織に変更が生じた場合は、自主防災組織設立・変更届出書（様式第1号）により遅滞なく市長に届出を行うもの

とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業、経費及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、交付については、1つの自主防災組織に対し、防災資機材購入事業については1回限りとし、防災訓練事業については年1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、杵築市自主防災組織活性化事業費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、杵築市自主防災組織活性化事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 申請者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに杵築市自主防災組織活性化事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動及び事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して事業の内容について報告させ、又は検査を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第8条 前条による実績報告を受けた場合は、速やかにこれを審査し、杵築市自主防災組織活性化事業費補助金の額の確定通知書(様式第5号)により、申請者に対し通知を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条による確定通知を受けた場合は、杵築市自主防災組織活性化事業費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

#### 別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
防災資機材購入事業	(1) ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、投光器、コードリール、トランシーバー、携帯用ラジオ、消火器、バケツ、防火衣、ホース、はしご、のこぎり、ハンマー、バール、かけや、スコップ、つるはし、リヤカー、ジャッキ、	補助対象経費の3分の2以内の額とし、1の自主防災組織につき50,000円(ただし、150世帯以上の世帯

	<p>ロープ、担架、救急セット、毛布、鍋、釜、携帯コンロ、ポリタンク、避難誘導旗、警笛、メガホン、ライト等の防災資機材の購入に要する経費</p> <p>(2) その他防災上市長が特に必要と認める資機材の購入に要する経費</p>	<p>で構成される自主防災組織のうち当該組織の長が希望する場合は100,000円を上限とする。)を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>防災訓練事業</p>	<p>第2条第2号に掲げる防災訓練を2以上開催した際に伴う自主防災組織の活動に必要な事務的経費で市長が特に必要と認めるもの</p>	<p>① 1回の開催につき30,000円を限度とする。ただし、参加世帯数が150世帯を超える場合は60,000円を上限とする。</p> <p>② 構成世帯の概ね3分の1以上が参加するものに限る。</p>

杵築市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱の一部を  
改正する告示

杵築市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱（平成23年杵築市  
告示第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

補助対象経費の3分の2以内の額とし、1の自主防災組織につ  
き50,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,0  
00円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるもの  
とする。

- ① 1回の開催につき30,000円を限度とする。
- ② 構成世帯の概ね3分の1以上が参加するものに限る。

」

を

「

補助対象経費の3分の2以内の額とし、1の自主防災組織につ  
き50,000円（150世帯以上の世帯で構成される自主防  
災組織のうち当該組織の長が希望する場合は100,000  
円）を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の  
端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- ① 1回の開催につき30,000円を限度とする。ただし、  
参加世帯数が150世帯を超える場合は60,000円を上限  
とする。
- ② 構成世帯の概ね3分の1以上が参加するものに限る。

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。